

2025 年日本国際博覧会

「未来社会ショーケース事業／グリーン万博・リユースマッチング事業”ミヤク市！”

什器・備品リユース 国・地方公共団体・独立行政法人又は地方独立行政法人・

その他公共的団体向け 第2回公募第1回入札 公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、2025 年に開催する日本国際博覧会（以下「万博」という。）の会期中に利活用したパビリオンや施設をはじめ、パビリオン内で使用する制作・展示什器、協会内で使用するオフィス什器・備品について、「未来社会ショーケース事業／グリーン万博・リユースマッチング事業（以下「本事業」という。）」において、これらパビリオンや施設等のリユースを計画しており、協会からの買受け（以下、「有償譲渡」という。）を希望する者（以下、「有償譲渡希望者」という）、又は協会からの無償による譲受け（以下、「無償譲渡」という。）を希望する者（以下、「無償譲渡希望者」という）を公募します。

有償譲渡については、原則として協会が定める出品価格以上で、かつ、最高の価格をもって契約希望金額を提示した者を譲渡相手方として選定します。契約希望金額が同額の場合は、事業詳細計画等によるプロポーザル方式*により譲渡相手方として選定します。

無償譲渡については、原則として事業詳細計画等によるプロポーザル方式により譲渡相手方を選定します（選定方法の詳細は「6. 契約候補者の選定方法」を参照）。

1. 事業名称

未来社会ショーケース事業／グリーン万博・リユースマッチング事業”ミヤク市！”

什器／備品リユース 国・地方公共団体・独立行政法人又は地方独立行政法人・その他公共的団体向け 第2回公募第1回入札

(1)本事業の趣旨・目的

万博においては、SDGs 達成を実現するため、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指しています。

その中で協会では、万博の会期中に利活用したパビリオンや施設をはじめ、万博の会期後に解体される各施設の建材や設備、パビリオン内で使用する制作・展示什器、協会内で使用するオフィス什器・備品について、これらパビリオンや施設等をリユース品として市場に還元し、廃棄物を最大限削減すること目的に本事業を実施します。

今般、本事業を通じて、パビリオンや施設、オフィス等で使用した「什器・備品」について、これらをリユース品として利活用を計画している有償譲渡希望者又は無償譲渡希望者を公募します。

本公募で出品するリユース品（以下、「出品物」という）の詳細は、「4. (2)出品物情報の提供」にある通りです。なお、出品物は、破損等のやむをえない事情により、取下げる場合があります。

(2)公募期間

2025 年 11 月 4 日(火)から 2025 年 11 月 17 日(月)13:00 まで

(3)選定方法(選定方法の詳細は「6. 契約候補者の選定方法」を参照)

有償譲渡:原則として協会が定める出品価格以上で、かつ、最高の価格をもって契約希望金額を提示した者を譲渡相手方として選定する。契約希望金額が同額の場合、事業詳細計画によるプロポーザル方式譲渡相手方を選定する。

無償譲渡:原則として事業詳細計画によるプロポーザル方式により譲渡相手方を選定する。

なお、有償譲渡及び無償譲渡は、事業詳細計画による評価において、「6. 契約候補者の選定方法」の表1または表2の必須項目の評価が十分でない場合、選定の対象とならないことがある。

2. スケジュール

2025 年 11 月 4 日(火)	公募開始 質問受付期間(2025 年 11 月 10 日(月) 17:00 まで)
2025 年 11 月 17 日(月)13:00	公募締切
2025 年 12 月下旬	有償譲渡及び無償譲渡にかかる契約者の決定(予定)
2026 年 1 月頃～	出品物の引渡し(予定)

3. 公募参加条件

以下の(1)から(2)までの要件を全て満たす、次の①から④までの者であること。

- ①国
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人又は地方独立行政法人
- ④その他の公共的団体*

* 公共的団体: 公共的な活動を営む団体といい得るものであれば足り、法人であるか否かは問いません。

※ただし、無償譲渡は、上記の①または②に限ります(地域再生等の施策に伴う財産処分を行う場合に限ります。)

(1)次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ①当該公募に係る契約を履行する能力を有しない者
- ②破産手続開始の決定を受けて復権していない者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2)経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

4. 応募の手続き

本公募への応募を希望する者の応募手続き等は、次の通りです。

「3. 公募参加資格」を確認の上、必要な情報の登録申請や書類等を提出してください(応募から契約候補者決定までの流れは、本公募要領の最後の「図1 応募手続きフロー」を参照。)

(1)公募要領等の提供

(a)配布期間

2025年11月4日(火)から2025年11月17日(月)13:00まで

(b)提供方法

協会ホームページからダウンロードで提供します(郵送による提供は行いません。)

【URL】アドレス <https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

(c)その他

有償譲渡希望者および無償譲渡希望者には、契約時に締結する「契約書(案)」を提供します。

(2)出品物情報の提供

(a)提供期間

2025年11月4日(火)から2025年11月17日(月)13:00まで

(b)提供方法

協会ホームページで開示します(郵送による提供は行いません。)

※出品物は、破損等のやむをえない事情により、取下げる場合があります。

【URL】アドレス <https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

※出品物の写真はミヤク市！ 什器・備品のリユースサイトに掲載しています(一部、写真がないものもございます)。

【URL】アドレス <https://www.reuse-materials.jp/furniture/list/>

(3)応募書類の提供

(a)提供期間

2025年11月4日(火)から2025年11月17日(月)13:00まで

(b)応募書類

【様式1】譲渡希望申出書_C3_第2回公募第1回入札(Microsoft Excel 形式で提供)

【様式2-1】無償譲渡における事業詳細計画書_C3_第2回公募第1回入札(Microsoft Word 形式で提供)

【様式2-2】有償譲渡における事業詳細計画書_C3_第2回公募第1回入札(Microsoft Word 形式で提供)

(c)提供方法

協会ホームページからダウンロードで提供します(郵送による提供は行いません。)

【URL】アドレス <https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

(4)質問の受付及び回答

(a)受付期間

2025 年 11 月 4 日(火)から 2025 年 11 月 10 日(月)17:00 まで

※質問受付終了後の質問については公募終了までに回答できない場合があります。

(b)受付方法

電子メール(送信先:reuse-koubo@expo2025.or.jp)で受け付けます。

「件名」には「【質問】什器・備品リユース 第 2 回公募第 1 回入札」と明記し、質問内容を「【様式 3】質問票」に記載して添付してください。

なお、口頭、郵送、持参、電話、FAX、電子メールでの質問の問い合わせは不可です。

(c)回答方法

回答は、質問登録後、質問毎に個別に行います。

なお、質問・回答の内容を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項である場合は、本事業の外部サイトに掲載します。

(6)応募の受付

(a)受付期間

2025 年 11 月 4 日(火)から 2025 年 11 月 17 日(月)13:00 まで

(b)応募に必要な書類

本公募への応募に必要な応募書類は次の通り。

① 「【様式 1】譲渡希望申出書_C3_第 2 回公募第 1 回入札」

② 「【様式 2-1】無償譲渡における事業詳細計画書_C3_第 2 回公募第 1 回入札」、または「【様式 2-2】有償譲渡における事業詳細計画書_C3_第 2 回公募第 1 回入札」

なお、「【様式 2-1】無償譲渡における事業詳細計画書_C3_第 2 回公募第 1 回入札」、または「【様式 2-2】有償譲渡における事業詳細計画書_C3_第 2 回公募第 1 回入札」の作成に際しては、「記載のポイント【様式 2-1】無償譲渡における事業詳細計画書_C3_第 2 回公募第 1 回入札」、または「記載のポイント【様式 2-2】有償譲渡における事業詳細計画書_C3_第 2 回公募第 1 回入札」に記載されている注意事項及び「6. (2)評価の内容」に留意して作成してください。

(c)「【様式 1】譲渡希望申出書_C3_第 2 回公募第 1 回入札」の記入等について

(記載方法について)

応募に際しては、「4. (2)出品物情報の提供」に掲載している商品情報や最低落札価格等を確認の上、応募を希望する「商品 ID」、「商品名」、「契約希望価格」を記入する。なお、複数の出品物への応募を可能とする。

ここで、本公募における「契約希望価格」は次の通り。

契約希望価格＝ 買受希望価格

また、本公募における無償譲渡及び有償譲渡にかかる最低売却価格は「最低落札価格」とす

る。なお、「最低落札価格」は次の通り。

最低売却価格 = 最低落札価格 = 処分価格

したがって本公募における「契約希望価格」は次のように「最低落札価格以上の金額」とする。

契約希望価格 ≥ 最低落札価格

※「契約希望価格」については、有償譲渡希望の場合、応募者が出品物の有償譲渡を希望する価格です。また、無償譲渡希望の場合、『0 円』です。

※「処分価格」は、各出品物の取得価格を基に、摩耗の度合い等を考慮し、協会が算出した価格であり、出品物情報の中で出品物毎に提示します。

なお、無償譲渡希望の場合は『0 円』となります。

(d)費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(e)応募書類の提出方法

応募書類は、電子メールで提出してください。郵送、持参による提出は不可とします。2025 年 11 月 17 日(月)13:00 までに下記メールアドレスに届いたものを有効とします。

(宛先)reuse-koubo@expo2025.or.jp

※「メール件名」には「【応募】什器・備品リユース 第 2 回公募第 1 回入札」と明記したうえで、応募書類のうち【様式 1】は Microsoft Excel 形式で添付、【様式 2-1】または【様式 2-2】は PDF 形式で添付し、送付してください。

(7)応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、協会は、応募書類を本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(8)応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、選定の対象とならないことがある。

(9)その他重要事項

(a)応募者は、ひとつの出品物に対して、ひとつの契約希望金額での応募とする。

(b)応募者は、本公募において複数の出品物に応募することができる。

(c)有償譲渡及び無償譲渡にかかる契約候補者は、契約希望金額と同額を契約金として、契約候補者の決定後に協会へ支払うものとする。

(d)受付期間終了後の応募金額等の必要な情報の修正は認めない。また、受付期間終了後の応募書類の差し替えは認めない(協会が修正等を求める場合を除く。)

(e)応募書類に虚偽の記載をした応募は、本公募への参加資格を失うものとする。

(f)選定の経過等に関するお問い合わせは不可。

5. 説明会
実施しない

6. 契約候補者の選定方法

(1)選定方法

有償譲渡及び無償譲渡にかかる契約候補者の選定は、次の①～③の手順に従って行う。

①ひとつの出品物に対して複数の有償譲渡又は無償譲渡の希望があった場合は、次の順により契約候補者を選定する。

【順位1】国、大阪府、大阪市（「3. 参加条件」に示した無償譲渡を行う場合に限る）

【順位2】国、大阪府、大阪市（上記【順位1】以外の有償譲渡）

【順位3】地方公共団体（大阪府及び大阪市を除く。また、「3. 参加条件」に示した無償譲渡を行う場合に限る。）

【順位4】地方公共団体（大阪府及び大阪市を除く。また、上記【順位3】以外の有償譲渡）

【順位5】独立行政法人又は地方独立行政法人

【順位6】その他の公共的団体

②上記①の同一の順位に該当する複数の応募者があった場合は、最高の契約希望金額を提示した応募者を契約候補者とする。

③ 上記①の同一の順位に該当する複数の応募者があり、同一の最高の契約希望金額を提示した応募者があった場合は、応募書類（「【様式 2-1】無償譲渡における事業詳細計画書_C3_第2回公募第1回入札」または「【様式 2-2】有償譲渡における事業詳細計画書_C3_第2回公募第1回入札」）に記載されている引渡し後の用途、継続管理等に関する評価が高い応募者を契約候補者とする。

なお、評価は、「6. (2)評価の内容」に基づき行う。また、評価は、原則として契約希望金額及び応募書類により行う（原則プレゼンテーション等を行わない。）。

(2)評価の内容

応募書類(「【様式 2-1】無償譲渡における事業詳細計画書_C3_第 2 回公募第 1 回入札」または「【様式 2-2】有償譲渡における事業詳細計画書_C3_第 2 回公募第 1 回入札」)の記載内容に基づき、次の評価の項目、評価内容、配点で評価を行う。

表 1 有償譲渡における評価の内容

評価項目	応募者 区分 ¹⁾	必須 項目 ²⁾	評価内容	配点 (満点)
計画の 目的・内容	②、 ④、 ⑤、⑥	○	リユースを目的とした計画となっているか。	10 点
			公共の用に供する計画になっているか。	12 点
			循環経済(サーキュラーエコノミー)の普及促進に資する計画であるか。	12 点
○		引取り・設置計画を作成しているか。	10 点	
		引取り・設置が可能な資金計画になっているか。	6 点	
		引取り・設置が可能な体制計画になっている。	6 点	
		引取り・設置が可能なスケジュール・行程計画になっているか。	6 点	
維持管理 計画		○	維持管理計画を作成されているか。	10 点
			維持管理が可能な資金計画になっているか。	6 点
			維持管理が可能な体制計画になっているか。	6 点
		維持管理が可能なスケジュール・行程計画になっているか。	6 点	
レガシーの 継承計画		移設後においても、大阪・関西万博の資材であったことが象徴される工夫が施されている計画になっているか	10 点	
合計				100 点

表2 無償譲渡における評価の内容

評価項目	応募者 区分 ¹⁾	必須 項目 ²⁾	評価内容	配点 (満点)
計画の 目的・内容	①、 ③	○	リユースを目的とした計画となっているか。	9 点
		○	地域再生等の施策に伴う利用計画となっているか。	9 点
			公共の用に供する計画になっているか。	12 点
			循環経済(サーキュラーエコノミー)の普及促進に資する計画であるか。	12 点
保管倉庫 からの引取 り・設置計 画		○	引取り・設置計画を作成しているか。	6 点
			引取り・設置が可能な資金計画になっているか。	6 点
			引取り・設置が可能な体制計画になっている。	6 点
			引取り・設置が可能なスケジュール・行程計画になっているか。	6 点
維持管理 計画		○	維持管理計画を作成されているか。	6 点
			維持管理が可能な資金計画になっているか。	6 点
			維持管理が可能な体制計画になっているか。	6 点
			維持管理が可能なスケジュール・行程計画になっているか。	6 点
レガシーの 継承計画			移設後においても、大阪・関西万博の資材であったことが 象徴される工夫が施されている計画になっているか	10 点
合計				100 点

注

1)

- ① 国、大阪府、大阪市(「3. 参加条件」に示した無償譲渡を行う場合に限る)
- ② 国、大阪府、大阪市(上記【順位1】以外の有償譲渡)
- ③ 地方公共団体(大阪府及び大阪市を除く。また、「3. 参加条件」に示した無償譲渡を行う場合に限る。)
- ④ 地方公共団体(大阪府及び大阪市を除く。また、上記【順位3】以外の有償譲渡)
- ⑤ 独立行政法人又は地方独立行政法人
- ⑥ その他の公共的団体

2) 「必須項目」の記載が十分ではない場合、選定の対象とならないことがある。

(3) 契約候補者の決定

- (a) 協会で契約候補者を選定した後、事務手続きを行い、契約候補者を決定する
- (b) 契約候補者が公募参加条件を有しないことを確認した場合、または契約候補者による応募取り下げ等があった場合は、その者の該当する応募を無効とし選定対象から除外する。この場合、前項(1)の方法により選定した次順位の者を新たに契約候補者とし、前号(a)の手続きを行う。以後、契約候補者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(4)応募の結果

(a)契約候補者が決定した後、選定結果は全ての応募者に通知する。

(b)選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を本事業の外部サイトにおいて公表する場合がある。

①出品物

②上記①の出品物の契約候補者の名称(ただし、契約候補者が個人の場合、契約候補者の名称は「個人」とする。)

(5)選定対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、選定の対象から除外する。

①協会及び本公募の選定にかかわる関係者に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

②他の応募者と応募した内容又はその意思について相談を行うこと。

③選定終了までの間に、他の応募者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。

④応募書類に虚偽の記載を行うこと。

⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(6)契約候補者の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、契約候補者の決定の通知の後、協会が求める場合は以下の必要な書類について、指定する必要部数を提出すること。

【契約候補者の決定の通知の後に必要な書類(契約候補者のみ提出)】

【様式 4】暴力団排除条例に基づく誓約書((MicroSoft Word で提供):原本1部)

※契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから2営業日後の 17 時まで提出をすること。

7. 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方(契約候補者)に決定された者と協会との間で協議を行い、「契約書(案)」に基づき契約を締結する。

なお、契約金額は次の通り。

契約金額 = 「買受希望価格」

(2)契約金額の支払いについては、契約候補者の決定後に契約金を協会へ支払わなくてはならない。具体的な支払期限、支払先(口座)は、改めて協会から通知する。

(3)契約候補者は、契約候補者の決定後、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しない時は、協会は契約を締結しない。

(4)複数の商品について契約候補者に決定された者は、商品の区分等により複数の契約書を締結する場合がある。

8. その他

- (1)本公募の応募にあたっては、本公募要領等を熟読し遵守すること。
- (2)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)及び刑法(明治四十年法律第四十五号)等を遵守すること。
- (3)本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。
- (4)本公募の結果、契約候補者の選定に至らなかった出品物については、出品価格等の見直しを行い、再度公募を行う予定である。
- (6)譲渡後の利活用において、協会 IP を付す場合(万博公式キャラクターや公式ロゴマークのみならず名称や略称等含め)、ライセンス契約(ロイヤリティ支払い)が必要となる。
- (7)公募期間終了後から契約締結までの間に、破損等のやむをえない事情により、出品内容の変更(出品物の数量の変更、出品の取り消しなど)が生じた場合、落札候補者は、協会と出品内容の変更についての協議に応じること。協議の結果、契約締結に至らない場合であっても、協会は一切の責任を負わない。
- (8)出品物は現状有姿での引渡しを前提とし、当該種類、品質が引き渡された物品の種類、品質と異なるとしても、協会は一切の担保責任を負わない。
- (9)出品物のうち、協会 IP の商品については、協会 IP の権利は万博会期終了後も継続します。購入後、下記の無断使用は厳禁とします。使用について不明点などある場合は必ず協会までお問い合わせください。
 - ・商用利用
 - ・有償で開催する展示やイベントでの利用
 - ・有償での集客に伴う利用

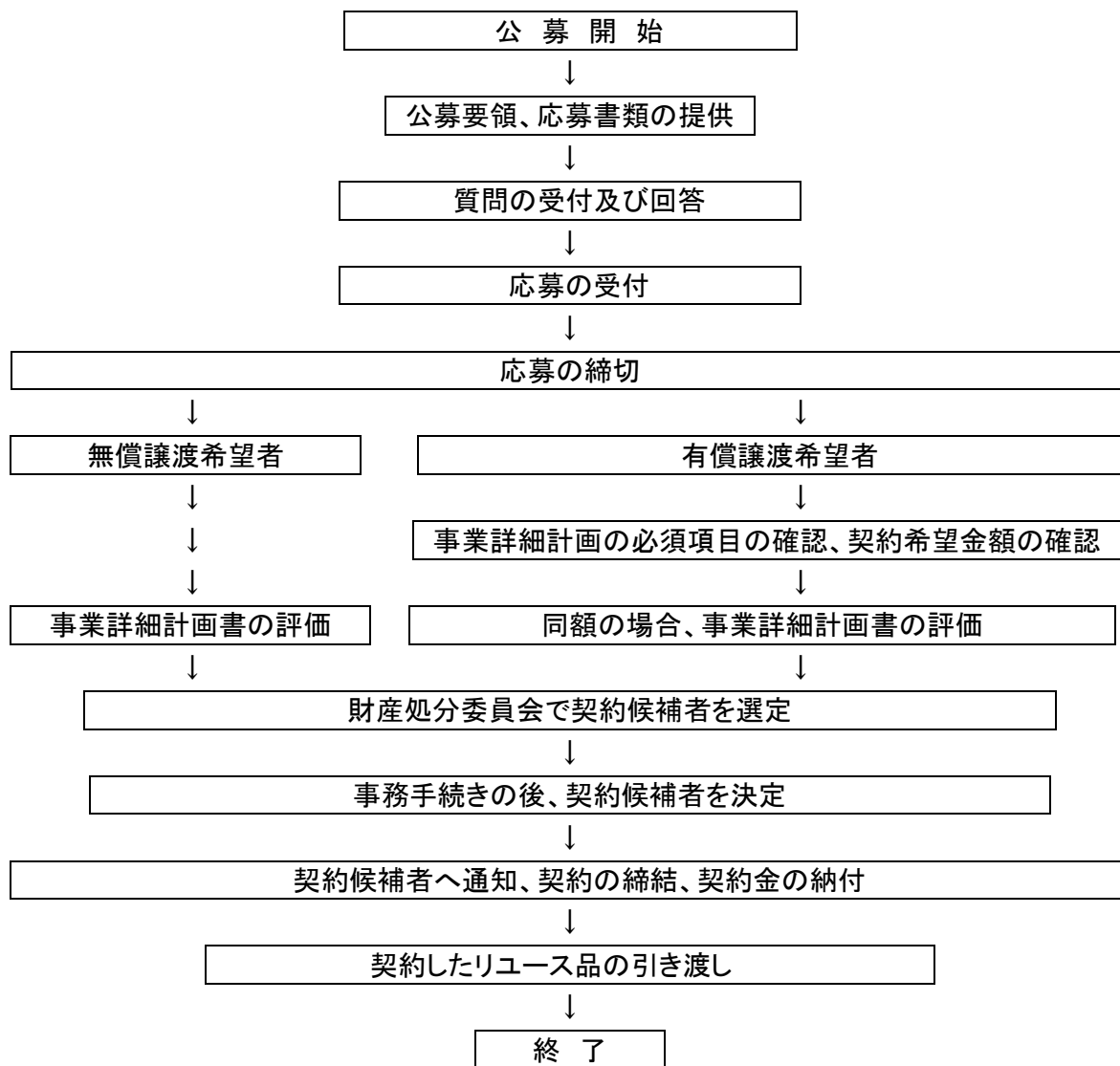


図 1 応募手続きフロー

以上